

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：京都市

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.6 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	75.1 %
(再任用職員)	(100.4 %)
(フルタイム会計年度任用職員)	(99.7 %)
(パートタイム会計年度任用職員)	(93.9 %)
(臨時的任用職員)	(95.4 %)
全職員	74.8 %

＊ 職員の給与については、条例で定める基準に基づき決定しており、給与制度上、男女で差異は設けていない。

＊ () 内は、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」に係る内訳。

＊ 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」全体の差異は、任用・勤務形態ごとの給与水準、男女の構成比率等が異なるため、内訳の単純平均とならない。

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長級・部長級	100.0 %
課長級	98.1 %
課長補佐級	98.2 %
係長級	97.8 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.5 %
31～35年	93.8 %
26～30年	91.9 %
21～25年	88.7 %
16～20年	86.1 %
11～15年	80.1 %
6～10年	87.8 %
1～5年	90.8 %

【説明欄】

[算定対象外職員]

- 1 週平均の正規の勤務日数が 1 日に満たない会計年度任用職員
- 30 日の範囲内で任期が定められた会計年度任用職員

[任期の定めのない常勤職員に係る男女の給与の差異の主な要因]

- これまでの採用状況等の影響により、女性職員の平均年齢が男性職員より低いこと
- 管理職員に占める女性職員の割合が 18.3%であること。引き続き、女性職員の積極的登用と、一層の昇任意欲の喚起に取り組む。
- 柔軟な働き方の推進により女性職員の時短勤務利用者が増加していること

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。